

フレンドロコペリ災害時 避難誘導マニュアル

指針

大規模な災害発生時には、地域で暮らす障害者や要援護高齢者など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、大きな被害を受けることが想定されます。このため、市、防災関係機関や地域が連携して、災害時要援護者に対する防災・避難体制の整備等の対策を講じる必要があります。

そのためには防災・避難マニュアルを策定し日ごろからの備えとしておく必要がある

災害に備えた事前対策

I 対象者の状況把握

災害時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うためには、平常時からの状況把握が必要不可欠であり、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、災害時に役立つように災害時要援護者の所在及び状況把握を行うことが必要

2 把握の際の留意事項

1) 個人情報保護への配慮 これらの情報の中には、個人のプライバシーに関わる内容が含まれているため、収集にあたっては情報が外部に漏れることがないように個人情報の保護に配慮する必要があります。情報を集約する責任部局においては、様式の統一化、更新・開示のルール化を図るなど情報収集・管理体制を明確にします。また、災害時に必要な機関に必要な情報を提供できるよう、あらかじめ災害時要援護者又は家族の理解と同意を得ておきます。その際は、相手に適したコミュニケーション方法により、十分な理解が得られるよう配慮する必要があります。

3 必要な支援内容の伝達

災害発生時には、自分がどのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があります。例として、「緊急連表」を作成しておく。

—緊急連絡表の内容—

○ 記載事項の例 住所、氏名、性別、生年月日、血障害の種類・程度、緊急時の連絡先（自宅、家族、親戚、医療機関等）、服用している薬の種類、必要とする支援の内容、その他気をつけなければならない心身の状況

使用例

- ・ 支援を必要とするときにいつでも渡せるよう、何枚かコピーしておきます。
- ・ 掲示できるよう拡大コピーしたものを、非常用持ち出し袋に入れておきます。

避難経路の確認

・ 事業所から避難所等までの経路をチェックし、支援者とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や目印となるもの等を確認し、障害物等改善を要する点があれば、市や施設管理者などに連絡する。

・ 季節別や時間帯別の災害発生を想定した避難訓練を行い、問題点を洗い出して今後の対策を立てる。

非常用持ち出し品などの準備

日ごろから、避難するときに備えて非常用持ち出し品をリュックサックなどにひとまとめにして用意しておき、出入り口近くの取り出しやすい場所に備えて職員全員が知っておくようにする

- ・日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておく。
- ・身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、周囲の人に説明したり、緊急連絡帳に記載しておく。
- ・緊急連絡カード、笛やブザーなどを常に携帯するようにします。 ・身元、連絡先などが確認できる名札等を常に携帯する。
- ・日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や連絡先を伝えておく。
- ・避難場所を繰り返し伝え、実際に一緒に行ってみたり、避難場所の絵表示を覚えるようにする。

II 避難

1 避難誘導 避難が必要になった時、単独で避難できない災害時要援護者に対しては、あらかじめ備えておいた対象者名簿に基づいて地域の自主防災組織等と連携し、災害時要援護者を救出し避難所等に誘導します。避難誘導の際は、障害によって異なる点に留意する。

【誘導の際の留意点（地震の場合）】

(1) 共通事項

- ・市等から避難勧告、避難指示がでたら、速やかに災害時要援護者に伝え、周囲の人と協力し合い一緒に避難します。
- ・ガスの元栓を閉め電気のブレーカーを切って、協力して戸締まりをします。
- ・どこへ避難するか緊急連絡先に連絡したり、メモを出入り口に貼るなど、行き先を明示するための協力をします。
- ・車でしか行動できない場合を除き避難は徒歩が原則です。動きやすい服装、底の厚い靴で、持ち物は少なくし、両手が使えるようリュックサックなどに入れます。
- ・補装具など必要なものは忘れずに持つよう声をかけ、非常用持ち出し袋等は必要ならば代わりに持つなどして避難します。
- ・火災が発生したら、できる限り低い姿勢をとらせ、煙に巻かれないようにして外へ脱出させ、安全な場所に待機させた後に隣近所の協力を得て初期消火と119番通報をします。ただし、天井に火が移った場合は、消火器で消すことができないのですみやかに避難します。
- ・建物の倒壊や崖崩れの恐れがあるので、危険と思われる場所を避け、自主防災組織とともに避難場所へ避難します。

- ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。
- ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。
- ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。
- ・発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡がとれない場合は、最寄りの医療機関又は消防署へ相談します。

2 避難所での運営体制

避難所の運営体制で災害時要援護者に対しては特に下記に配慮する必要があります。

(1) 被災者の状況把握

スタッフは関係機関や福祉関係者、ボランティア等の協力を得て、被災者の人数、被害状況、災害時要援護者の状況について把握し、避難者名簿を整備します。

緊急時連絡先への連絡を行い児の状況について報告、迎えに来れるかの確認を行うとともに 災害時要援護者の状況については、健康状態、同居家族・援助者等の状況、必要なサービスの内容等を 的確に把握する。

更に、避難所での生活が長引く場合はボランティア等の協力を得て継続的な見守り、調査を行う必要がある。

(2) 相談窓口の設置

災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるために、対応の相談窓口を設置します。

(3) 生活環境の整備

必要スペースについては障害の状態に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、障害者や介護者等が静養できる空間の確保をおこなう。心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要。

(4) 災害時要援護者に対応した人材の確保と支援体制

対応できる行政やボランティアなどとの連携を行いスタッフの確保を行う

(5) 災害時要援護者に配慮した物資の供給

食糧については、あらかじめ備蓄されているものを緊急に提供することになりますが、障害の状態に応じて、できる限り温かい食事、柔らかい食事など、提供の仕方を工夫したり、必要な食材の確保に努めます。また、車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給してもらえよう行政へ要請します。

(6) 情報伝達

避難所で災害時要援護者が情報から遮断されないよう、また、災害時要援護者からの情報が円滑に伝達されるよう、情報伝達方法を確立します。

